

国際カルテルと独禁法の域外適用

—最近の最高裁判決を中心に—



元大阪大学大学院経済学研究科講師
西口 博之

目 次

- I. はじめに
- II. 国際カルテルと独禁法
 - 1. 国際カルテル
 - 2. 独占禁止法の域外適用
- III. ブラウン管カルテルと課徴金
 - 1. 平成21年10月7日及び平成22年2月12日公正取引委員会の課徴金納付命令
 - 2. 平成27年5月22日公正取引委員会審決
- IV. ブラウン管カルテル事件裁判
 - 1. 東京高裁判決
 - 2. 最高裁判決
- V. 今後の問題点
- VI. おわりに

I. はじめに

日本企業がその生産拠点の一部を海外に移転し始めて以来、その海外ビジネスに付随する紛争も多様化している。

その一つが、海外進出企業とその親会社である日本の本社とそれらの海外関連企業との三つ巴での紛争であり、自己の利益を独占するための国際的なカルテル行為である。

本稿では、国内外での国民の生活上の太宗品であるテレビのブラウン管の国際カルテル事件に

関連して、国際カルテルの態様、これまでの国内カルテルに見られない国境を超えたカルテル事件に付随して生じる国内独占禁止法の域外適用の問題を取り上げ、その裁判例である東京高裁の判決並びにその上級審である最高裁平成29年12月12日判決等を中心として論じるものである。

Ⅱ．国際カルテルと独禁法

1．国際カルテル

国際カルテルとは国籍を異にする二つ以上の企業がその経営の独立性を保ったままで、価格や生産制限、市場や販路等について協定を結び、お互いの競争を避けて独占して利益を上げようとする行為だと言われている。

その国際カルテルの種類としては、次の四類型がある。

- ① 市場分割型カルテル：マリンホース国際カルテル事件、黒鉛電極事件、ビタミン（エンパグラン）事件、電力ケーブル事件
- ② 部品カルテル：ワイヤーハーネス事件、ベアリング事件、DRAM/液晶パネル事件
イノラックス事件、ブラウン管事件
- ③ 交通サービスカルテル：フレートフォワーディング事件、旅客航空貨物事件
- ④ 指標カルテル：ポタシュ・銀行間取引金利（LIBOR）事件

我が国の独占禁止法では、「事業者は不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する国際協定又は契約はしてはならない」として、国内におけるカルテルだけではなく国際カルテルへの参加も禁止している（独占禁止法第6条）¹。

近年、国際カルテル事件で、独占禁止法第6条を適用せず、「不当な取引制限」を禁止する第3条を適用し、且つ課徴金納付命令が発せられる事件が登場している。

上述のマリンホース事件（公取委平成20年2月2日排除措置命令、審決第54巻512頁）とブラウン管事件（公取委平成21年10月7日排除措置命令）である²。

2．独占禁止法の域外適用

法の域外適用とは、自国の領域外の事象を自国法の適用範囲内に取り込み、国内においてその法を適用することを言う³。

独占禁止法の域外適用については、域外適用をめぐる属地主義の問題、すなわち属地主義の拡張として領域外で開始される領域内で完成された行為に対する法適用を許容する客観的属地主義に加えて、最近は効果理論が一般的である⁴。

1972年国際法協会「制限的取引法委員会」のニューヨーク総会では、効果理論は国家が次の要件が充足される場合には領域外において行われ且つ領域内に効果を生じる行為を制限する法規範を定立する管轄権を有する」として、国際法の原理として承認されている⁵。

1 経済産業省2016年6月「国際カルテル事件における各国競争当局の執行に関する事例調査報告」35頁以下を参照。

2 岡本直貴「日本独占禁止法の域外適用—近年の国際カルテル事件を題材にして—」『新世代法政策学研究』第8号（2010年）229頁以下。

3 松下満雄『国際経済法』有斐閣（1999年）345頁以下。

4 越智保見「域外適用から国際執行へ—効果理論への反発の克服と執行を巡る今日的課題」『独占禁止法の国際的執行—グローバル化時代の域外適用の在り方』日本評論社（2012年）33頁以下。

5 経済産業省「国際的経済活動と競争法」経参省ホームページより参照。